

窓口相談時の確認事項（属人性のある住宅）

窓口相談（事前相談）時の確認事項です。

次を参考に、必要事項を持参してください。

これは最低限の確認内容であり、他にも要件はあるのでご注意ください。（審査基準 P52～）

1 分家住宅の建築

（１） 本家の要件確認

- ・ 線引きの日（昭和 46 年 9 月 14 日）前から、開発地周辺で居住していること
→ **【戸籍謄本の附票 または 住民票】** で確認

（２） 申請地の要件確認

- ・ 線引きの日前から、本家が所有していること
→ **【登記事項証明書】** で確認

（３） 申請者の要件確認

- ・ 本家と 6 親等以内の血族で、本家の世帯構成員であったこと
→ **【戸籍謄本】** で確認

2 既存集落内の自己用住宅の建築

申請地の要件確認

- ・ 線引きの日前から、申請者（相続人含む）が所有していること
→ **【戸籍謄本】** で確認
- ・ 概ね 100m 以内毎に連たんする建築物が概ね 40 戸以上あること
→ **【周辺地図】** で確認

3 収用事業による移転する自己用住宅の建築

申請地の要件確認

- ・ 収用事業により移転を余儀なくされたこと
→ **【収用証明書など概要が分かる資料】** で確認
→ **【配置図（敷地形状と建物形状が分かる図面）】** で確認

4 上記 1～3 の属人性の解除（相続人以外への使用者変更） ※R 7. 9 追加

建築状況の確認

- ・ 無確認建築物でないこと
→ **【建物の確認済証（または台帳記載事項証明書）】** で確認
- ・ 売買目的で建築されていないこと
→ **【建物の登記事項証明書】** で確認